

福島県バスケットボール協会審判委員会会則

第1条 本委員会は、福島県バスケットボール協会審判委員会（以下、本委員会）と称する。

第2条 本委員会は、本県バスケットボール審判員の技術向上と各大会における審判業務の円滑な運営及び、バスケットボールの発展に資することを目的とする。

第3条 本委員会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 各種大会への派遣
- 2 審判講習会の運営
- 3 その他本委員会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本委員会は、日本バスケットボール協会公認審判員（以下、日本公認）によって構成する。

第5条 本委員会に次の委員会及び役員を置く。役員の任期は2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

- 1 審判委員長
- 2 運営委員会
 - (1) 委員長1名
 - (2) 副委員長2名
 - (3) 各地区審判長5名
 - (4) 各連盟審判長8名（ミニ連、ジュニア連、高体連、大学連、クラブ連、実業団連、知的、車椅子）
 - (5) 各グループ担当若干名。なお、グループについては、委員長が必要に応じて設置する。
- 3 審査委員会
 - (1) 委員長1名
 - (2) 副委員長若干名
 - (3) 委員 県協会専務理事、県協会総務委員長、各地区審判長、各連盟審判長、上級審判員
- 4 TO委員会
 - (1) 委員長1名
 - (2) 副委員長1名
 - (3) 委員 委員長が指名する者数名

第6条 審判委員長は会長が委嘱し、理事会の承認を得る。各委員会の委員長、副委員長は審判委員長が推薦委嘱した者とする。各地区及び各連盟審判長はそれぞれの地区及び連盟から推薦された者とする。

第7条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 審判委員長は、審判委員会を代表し会務を総括する。
- 2 各委員長は、各委員会を代表し会務を総括する。
- 3 各副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時にはこれを代行する。
- 4 各地区審判長は、各地区に関すること及び地元開催大会の運営を行う。
- 5 各連盟審判長は、各種別大会の運営に関するものを行う。

第8条 本委員会の定例会議は、審判委員長、各正副委員長、各地区審判長で開催し、必要事項について審議する。また、必要に応じて各連盟審判長及び各グループ担当を出席させることができる。

- 2 本委員会は、年1回全体会議を開催し、会務の報告、予算・決算の審議並びに事業に関する協議を行う。

第9条 本委員会の経費は、県協会からの運営費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第10条 審判委員長は、定例会議に諮り本会の運営上に必要な細則を設けることができる。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。